

第二種事業の判定の基準一覧及び意見照会に対する届出者の見解

1. 評価対象地域(ルート帯から1kmの範囲:特別地域内)

●第二種事業の判定の基準

【高知県環境影響評価条例施行規則 第6条第1項】
 第二種事業に係る条例第5条第3項(同条第4項及び条例第26条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第二種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

判定の基準		該当の有無	(該当有の場合) 地区名、名称、種別名	調査結果等の概要	保全措置内容	資料頁	関係機関からの意見	届出者の見解
1号	環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いこと。	無	—	全国的に標準的に使用している技術、工法による整備を計画している。	—	P3-4～3-7	道路課:意見なし	
2号	地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。							
ア	大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域	無	—	本事業による汚染物質の排出はない。	—	P3-4～3-7	環境対策課:意見なし	
イ	学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域	有	【簡易水道】 田野町簡易水道取水、浄水施設(田野町)	ルート帯通過位置には、都市計画法第9条第1項から第7項に定める地域が指定されている地域は存在しない。 ルート帯通過位置には、田野町の簡易水道の取水施設が存在する(水道原水の取水は、深井戸)。	事業計画に基づき、大気質・騒音・水質等の生活環境項目について最新の技術手法に基づき環境影響評価を実施する。影響予測の結果、環境保全目標を超過すると予測された場合は環境保全目標を満足するための対策を講じる。	P4-61～4-64 P4-67～4-69 P4-97	都市計画課:意見なし 環境対策課:意見なし 薬務衛生課:水道法第2条において「水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講ずる。」とあり、工事の影響により必要な施策が損なわれないよう措置は必要と考えます。 なお、工事着手前に各市町の水道事業者へ事前連絡が必要となります。	事業実施に伴い各水源及び各水道施設に影響が生じないよう、適切な措置を講じます。 工事着手前には各市町の水道事業者へ事前連絡を行います。
ウ	自然度が高い植生の地域、藻場、干潟、さんご群集、汽水湖その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地	有	【動物】 コフキヒメイトトンボ(安田町、田野町) カマキリ(田野町、奈半利町) 【植物】 伊尾木洞のシダ群落(安芸市) 神峯神社の大樟(安田町) 神峰のシイ林(安田町) 神峯のクスノキ(安田町)	ルート帯通過位置には、コフキヒメイトトンボの生息地、カマキリの生息地、伊尾木洞のシダ群落が存在する。	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全の観点から自然環境の改変量を極力抑える計画とする。また、当該地域において実施した動植物等の現地結果を踏まえ、影響の予測を行い、環境影響がない又は極めて小さいと判断される場合以外には環境影響を回避・低減又は代償することを目的として環境保全措置を検討する。 なお、環境保全措置の検討にあたっては、学識経験者への意見聴取を行う。	P4-27～4-51	自然共生課:ルート帯(案)及びルート帯(案)端部から1kmの範囲には、希少野生動植物が生息又は生育していることから、計画及び実施に関しては、野生動植物の保全について、十分な配慮をお願いします。	ルート・構造検討や工事の実施等に際しては、野生動植物の保全について、十分配慮します。
エ	アからウまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象	無	—	—	—	—	自然共生課:意見なし	

3号	第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。							
ア	自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された <u>国立公園</u> 、同条第2項の規定により指定された <u>国立公園</u> 又は高知県立自然公園条例(昭和33年高知県条例第5号)第5条第1項の規定により指定された <u>高知県立自然公園</u> の区域	有	手結住吉県立自然公園(普通地域)(安芸市)魚梁瀬県立自然公園(第1種特別地域及び普通地域)(安芸市、安田町、田野町、奈半利町)	ルート帯通過位置には、手結住吉県立自然公園の普通地域及び魚梁瀬県立自然公園の普通地域が存在する。	自然景観の保全の観点から自然環境の改変量を極力抑えた計画とするとともに周辺の景観との調和に配慮する。	P4-71～4-72	自然共生課:ルート帯通過位置には、手結住吉県立自然公園の普通地域及び魚梁瀬県立自然公園の普通地域があります。当該地域にて、高知県立自然公園条例第22条第1項に係る行為を行う場合、届出が必要です。	県立自然公園の普通地域内において、高知県立自然公園条例第22条第1項に係る行為を行う場合は、届出を行います。
イ	自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定に基づき指定された <u>原生自然環境保全地域</u> 、同法第22条第1項の規定に基づき指定された <u>自然環境保全地域</u> 又は高知県自然環境保全条例(昭和48年高知県条例第27号)第14条第1項の規定に基づき指定された <u>高知県自然環境保全地域</u>	無	—	—	—	P4-73	自然共生課:意見なし	
ウ	森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第2項の規定に基づき指定された <u>保安林</u> (同条第1項第8号、第10号又は第11号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。)の区域	有	第10号(公衆の保健)の保安林(安芸市、安田町)	ルート帯通過位置には、安芸市伊尾木の保健保安林が存在する。	森林法に基づき、安芸林業事務所等の関係機関と連携して必要に応じて適切な対応を図る。	P4-95～4-96	治山林道課:ルート帯(案)端部から1kmの範囲に、森林法第25条第1項第10号に掲げる目的を達成するため指定された保健保安林が安芸市、安田町、北川村にある。安芸市の保健保安林は東山森林公園、安田町の保健保安林は神峯寺・神峯神社周辺の森林、北川村の保健保安林はモネの庭に隣接する森林であり、展望所からの眺望など、景観の維持に配慮する必要がある。なお、保健保安林に限らず保安林内で工事を行う場合には、保安林の解除が必要となるので、事前に安芸林業事務所等に相談すること。 ※平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)」により、民有林について、法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するために指定する場合は、森林法第25条の規定ではなく、同法第25条の2第2項の規定により、自治事務として、知事が事務を執行することとされているので、根拠となる条項の記載に留意されたい。	事業実施に伴う景観への影響の検討については、今回ご意見をいただいた箇所を含め、主要な眺望点及び景観資源を確認したうえで進めます。保安林内での工事が生じることとなった場合は、保安林解除の手続き等、適切に対応します。 ※根拠となる条項の記載については、ご指摘のとおり留意します。
エ	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定に基づき指定された <u>特別緑地保全地区</u> の区域	無	—	—	—	P4-73	都市計画課:意見なし	
オ	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定された <u>鳥獣保護区</u> の区域	無	—	—	—	P4-73～4-75	鳥獣対策課:鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に基づき指定されている、野友鳥獣保護区(北川村)・内原野鳥獣保護区(安芸市)について、直接の影響は極めて低いと考えられるので、特に意見はありません。	
カ	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定に基づき指定された <u>史跡</u> (周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。)、 <u>名勝</u> (庭園、公園、橋梁(りょう)及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。)又は <u>天然記念物</u> (標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。)	有	【国指定天然記念物】伊尾木洞のシダ群落(安芸市)	ルート帯通過位置には、左記に記載する天然記念物が存在する。	文化財保護法及び文化財保護条例等に基づき、教育委員会等の関係機関と連携して必要に応じて適切な対応を図る。	P4-75～4-77 P4-105～4-107 P4-111	文化財課:意見なし	
キ	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第30条第1項の規定に基づき指定された <u>高知県史跡</u> (周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。)、 <u>高知県名勝</u> (庭園、公園、橋梁(りょう)及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。)又は <u>高知県天然記念物</u> (標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。)	有	【県指定天然記念物】神峯神社の大樟(安田町)	ルート帯通過位置には、左記に記載する天然記念物が存在する。	文化財保護法及び文化財保護条例等に基づき、教育委員会等の関係機関と連携して必要に応じて適切な対応を図る。	P4-75～4-77 P4-105～4-107 P4-111	文化財課:意見なし	
ク	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された <u>風致地区</u> の区域	無	—	—	—	P4-77	文化財課:意見なし	
ケ	アからクまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの	有	【市町村指定史跡】安芸城跡(安芸市)二十三土殉節地(田野町)	ルート帯通過位置には、二十三土殉節地が存在する。	文化財保護法及び文化財保護条例等に基づき、教育委員会等の関係機関と連携して必要に応じて適切な対応を図る。	P4-75～4-77 P4-105～4-107 P4-111	文化財課:意見なし	

4号	地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。							
ア	環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準であって、 <u>大気汚染</u> (二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。)、 <u>水質汚濁</u> (生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐(りん)に関するものに限る。)又は騒音に係るものが確保されていない地域	無	—	—	—	P4-4~4-9 P4-12~4-15	<p>衛生環境研究所: 【4-4頁 1.1.2 (1)二酸化硫黄】<1行目>「その周辺おける」を「その周辺における」に修正(*4-5~4-7頁の(2)~(6)も同様)</p> <p>【4-4頁 表4.1.3 二酸化硫黄の測定結果】令和元年度のデータが環境対策課ホームページに公表されているため、ご留意ください。(※その他二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類調査結果(大気)及び公共用水域におけるダイオキシン類測定結果(水質)も同様)</p> <p>【4-5頁 表4.1.4 注)2.】「相当するもの(1日平均値の年間98%値)する平均値が」を「相当するもの(1日平均値の年間98%値)が」に修正</p> <p>【4-6頁 表4.1.6 注)2.】「日平均値の2%除外値」を「日平均値の年間2%除外値」に修正、「日平均値が0.1mg/m³を超えた日」を「日平均値が0.10mg/m³を超えた日」に修正</p> <p>【4-6頁 表4.1.6 注)3.】「日平均値が0.1mg/m³以下であることを「日平均値が0.10mg/m³以下であることを」に修正</p> <p>【4-8頁 1.1.5 その他の大気に係る環境の状況】令和元年度から安芸局(安芸市西浜95-1)において測定している有害大気汚染物質のデータが、環境対策課ホームページに公表されているため、ご留意ください。</p> <p>【4-15頁 表4.1.14 公共用水域におけるダイオキシン類測定結果(水質)】「水質(pg-TEQ/l)」を「水質(pg-TEQ/l)」に修正、出典:「平成30年ダイオキシン類」を「平成30年度ダイオキシン類」に修正</p> <p>【4-16頁 1.2.3 水底の底質の状況】<2行目>「平成28年度の調査結果」を「平成30年度の調査結果」に修正、<表4.1.15>①表4.1.14の項目のように、「測定値」ではなく、「底質(pg-TEQ/l)」、「m/n=0/1」、「平均値=0.082」、「最大値=0.082」を挿入した表とし、注)も修正する。②環境基準「1pg-TEQ/l以下」を「150pg-TEQ/g以下」に修正③出典:「平成30年ダイオキシン類」を「平成30年度ダイオキシン類」に修正</p> <p>【4-17頁 表4.1.16中の項目】「下段:測定日」を「採取年月日」に修正</p> <p>【4-18頁 表4.1.17 題目】「公共用水域における」を削除</p> <p>環境対策課:意見なし</p>	<p>左記について、修正します。</p> <p>左記について、留意します。</p> <p>左記について、修正します。</p> <p>左記について、修正します。</p> <p>左記について、修正します。</p> <p>左記について、留意します。</p> <p>左記について、修正します。</p> <p>左記について、修正します。</p> <p>左記について、修正します。</p>
イ	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の <u>限度を超えている地域</u>	無	—	—	—	P4-8~4-9	<p>衛生環境研究所:意見なし</p> <p>環境対策課:意見なし</p>	
ウ	振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の <u>限度を超えている地域</u>	無	—	—	—	P4-8~4-9	<p>衛生環境研究所:意見なし</p> <p>環境対策課:意見なし</p>	
エ	相当程度にわたる <u>地盤の沈下</u> が発生している地域	無	—	—	—	P4-21,P4-95	<p>衛生環境研究所:意見なし</p> <p>環境対策課:意見なし</p>	
オ	アからエまでに掲げるもののほか、1以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域	無	—	—	—	P4-95,P4-98	<p>衛生環境研究所:意見なし</p> <p>環境対策課:意見なし</p>	